

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験 提案書作成要領

募集要項に記載した本事業における提案書作成要領は次のとおりです。

1 件名

「横浜市広域シェアサイクル事業社会実験」 協働事業者の募集

2 事業の内容

募集要項及び仕様書のとおり

3 参加意向申出書（様式1）及び参加資格審査書類の提出

本要領等に基づきプロポーザル提出の意思について、次により提出をお願いします。

(1) 参加資格審査書類（各1部提出）

様式No	提出書類	主な記載事項等
1	参加意向申出書	
2	参加意向申出書（共同提案）	共同企業体で参加意向申出書を提出する場合のみ
3	役員等氏名一覧表	指定暴力団の構成員でないことの調査・照会用
—	定款（写）	最新のもの
—	法人登記簿謄本	申請日前3か月以内に発行されたもの
—	印鑑証明書	申請日前3か月以内に発行されたもの
—	納税証明書	① 法人税、消費税及び地方消費税 ・納税証明書「その1」（最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額） ・納税証明書「その3」又は「その3の3」（未納の税額がないことの証明書） ② 法人市民税 ・納税証明書（最近2年間分の納付すべき税額、納付済額及び未納税額）
—	決算書等（写）	直近3期分の貸借対照表、損益計算書等

- (2) 提出期限
令和4年2月1日（火）12時00分まで（必着）
- (3) 提出先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課 担当 植竹、小松
電話：045-671-3644 FAX：045-663-6868
メールアドレス：do-kotsujitensya@city.yokohama.jp
- (4) 提出方法
持参、郵送又は電子メール
ただし、持参以外は着信確認を必ず行ってください。
郵送の場合は簡易書留とし、令和4年1月31日（月）の消印までを有効とします。
- (5) 提案資格確認結果通知書・提出要請書（様式4）の送付及び方法
令和4年2月8日（火）までに、電子メールにより回答します。

4 質問等

- (1) 質問
提案書提出有資格者が、提案書提出にあたり質問等がある場合は、質問書（様式5）により、次のとおり行ってください。

様式No	提出書類	主な記載事項等
5	質問書	質問がない場合は提出不要

ア 受付期間

提案書資格確認結果通知書・提出要請書受理後から
令和4年2月15日（火）12時00分まで（必着）

イ 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階
横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課 担当 植竹、小松
電話：045-671-3644 FAX：045-663-6868
メールアドレス：do-kotsujitensya@city.yokohama.jp

ウ 提出方法

電子メール（着信確認を必ず行ってください。）

エ 回答送付日及び方法

令和4年2月22日（火）
提案書提出有資格者全員に、すべての質問と回答を電子メールで送付します。

(2) 事前相談

個々の提案内容等に関する事前相談は、質問とは別に受け付けますが、事前相談において、市が公平性の観点から提案書提出有資格者全員に共有する必要があると判断す

る項目については、質問と回答という形式で、提案書提出有資格者全員に対して電子メールで送付します。

ア 事前相談期間

提案書資格確認結果通知書・提出要請書受理後から

令和4年2月15日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

イ 相談先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課 担当 植竹、小松

電話：045-671-3644 FAX：045-663-6868

メールアドレス：do-kotsujitensya@city.yokohama.jp

ウ 相談方法

事前相談期間中で、事前に相談先に電話連絡をしていただき、来庁での相談日時の調整をしてください。

5 提案書の提出

(1) 提案書類（書類1部及び電子データ（PDF形式、CD-R等））

ア 提案書は、別添の所定の書式（様式6～17）に基づき作成するものとします。

イ 用紙の大きさはA4版縦とします。

ウ 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載してください。

様式No	提出書類	主な記載事項等
6	提案書（表紙）	
7	事業計画書（1）	応募法人概要
8	事業計画書（2）	2 事業提案 (1) 事業実績等、(2) 経済状況の安定性
⋮	⋮	⋮
17	事業計画書(11)	3 その他 (1) 自由提案

エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさを記述してください。

オ 公平な審査を行うため、提案内容（様式8～17）には提案者名を記載しないようお願いいたします（記載がある場合は、こちらで該当部分を黒塗りします）。

カ 提案内容の記載スペースが足りない場合は、回答欄を大きくすることは構いませんが、回答が複数ページとなる場合は、7-1、7-2 とする。）。)

(2) 提出期限

令和4年3月15日（火）12時00分まで（必着）

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎22階

横浜市道路局総務部交通安全・自転車政策課 担当 植竹、小松

電話：045-671-3644 FAX：045-663-6868

メールアドレス：do-kotsujitensya@city.yokohama.jp

(4) 提出方法

書類：持参、郵送又は電子メール

電子データ：持参、電子メール

<提出時の注意点>

- ・持参以外は必ず着信確認を行ってください。
- ・郵送の場合は簡易書留とし、令和4年3月14日(月)の消印までを有効とします。
- ・電子メールの添付ファイルは7MB以下になるよう調整して送ってください。
- ・上記が困難な場合は、メールを分割して送付してください。
- ・所定の様式以外の書類については受理しません。

6 提案に関するヒアリング

評価選定委員会において、次のとおり提案書の内容についてヒアリングを行います。

(1) 実施日時

令和4年3月23日(水)(予定)

(2) 実施場所

横浜市役所内(予定)

(3) 出席者

3名以下としてください。

(4) 内容

提案書(様式6~17)について口頭で説明を求めます。ヒアリングの時間は、質疑応答などを含め、約30分を想定しています。

(5) その他

確定した実施日時等の詳細については別途お知らせします

7 評価結果の通知

評価実施後、令和4年3月末までに、提案書提出者全員に対して結果通知書(様式18)を電子メールで送付します。

8 その他

(1) 無効となる提案

ア 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- エ 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- オ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- カ 虚偽の内容が記載されているもの。
- キ 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
- ク ヒアリングに出席しなかった者。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨

(3) プロポーザルの取扱い

- ア 市は提出された提案書について、今回の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- イ 提出された書類は、公正性、透明性を期すために、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- ウ 提出された書類は、本事業者選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- エ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- オ 提出された書類は返却しません。

(4) その他

- ア 提案書は協働事業者の選定を目的に使用するものであり、本事業については必ずしも提案内容どおり実施されるものではありません。
- イ 選定された提案書を提出した事業者とは、後日、選定された提案書等に基づき、横浜市と協議の上、協定を締結します。